二　法第十八条の二第一項に規定する複写不許可決定をする場合　次に掲げる事項
イ　法第十八条の二第一項の申出をすることができること及びその申出先
ロ　法第十八条の二第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。
ハ　法第十八条の二第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、法第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を確認する機会が与えられること。

［号を削る。］

２　［略］

（記録媒体の交付等の申出）

第六条　法第十八条第一項又は法第十八条の二第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を検察官に提出することによりするものとする。

［一～五　略］

２　法第十八条第一項又は法第十八条の二第一項の申出は、行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。

３　［略］

（電磁的記録の確認の日時等の指定）

第七条　検察官は、法第十八条第三項の規定により対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会又は法第十八条の二第三項の規定により同項に規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるときは、確認の日時、場所、時間及び方法を指定することができる。

（消去等決定書等の記載事項等）

第八条　［略］

２　［略］

二　法第十八条第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。

三　法第十八条第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会が与えられること。

２　［同上］

（記録媒体の交付の申出）

第六条　法第十八条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を検察官に提出することによりするものとする。

［同上］

２　法第十八条第一項の申出は、行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。

３　［同上］

（電磁的記録の確認の日時等の指定）

第七条　検察官は、法第十八条第三項の規定により対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるときは、確認の日時、場所、時間及び方法を指定することができる。

（消去等決定書等の記載事項等）

第八条　［同上］

２　［同上］

３　法第二十条第一項に規定する書面（複写不許可決定に係るものに限る。次条において「複写不許可決定書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該複写不許可決定をする検察官が記名押印しなければならない。

一　複写不許可決定の表示
二　複写不許可決定の年月日
三　複写不許可決定の名宛人の氏名又は名称及び住所
四　複写不許可決定の名宛人が法人等であるときは、当該法人等の代表者又は管理人の氏名及び住所
五　複写不許可決定により複写を許さないこととする電磁的記録を特定するに足りる事項
六　法第十八条の二第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲
七　複写不許可決定の理由

４　法第二十条第一項に規定する書面（法第十二条の二の規定による決定に係るものに限る。次条において「法第十二条の二の規定による決定に係る決定書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該決定をする検察官が記名押印しなければならない。

一　法第十二条の二の規定による決定の表示
二　法第十二条の二の規定による決定の年月日
三　法第十二条の二の規定による決定の名宛人の氏名又は名称及び住所
四　法第十二条の二の規定による決定の名宛人が法人等であるときは、当該法人等の代表者又は管理人の氏名及び住所
五　法第十二条の二の規定による決定により複写を許さないこととする電磁的記録を特定するに足りる事項
六　法第十二条の二の規定による決定の理由

［項を加える。］

［項を加える。］